

平成22年度第1回評議員会議事録

日 時 平成22年6月16日(水) 13:00～

場 所 品川プリンスホテル メインタワー 26階「日光」

出席者 青木(水泳)、林(スキー)、飯田(テニス)、浅見(ボート)、永井(ホッケー)、寺崎(ボクシング)、萩原(バレーボール)、木内(バスケットボール)、大島(レスリング)、前田(セーリング)、岡本(ウェイトリフティング)、市原(ハンドボール)、鈴木(自転車)、笠井(ソフトテニス)、前原(卓球)、渡邊(軟式野球)、山内(馬術)、宇津木(ソフトボール)、関根(バドミントン)、来栖(ライフル射撃)、木本(近代五種・バイアスロン)、藤田(カヌー)、島田(アーチェリー)、栗原(空手道)、君塚(アイスホッケー)、川井(銃剣道)、小澤(なぎなた)、高波(ボブスレー・リュージュ)、後(野球)、東(綱引)、萩原(少林寺拳法)、遠藤(ゲートボール)、村岡(武術太極拳)、竹田(ゴルフ)、宮本(パワーリフティング)、園山(グラウンド・ゴルフ)、片桐(トライアスロン)、島貫(エアロビック)、霜觸(北海道)、佐々木(岩手)、佐藤(宮城)、鈴木(秋田)、佐藤(山形)、柳田(茨城)、安納(栃木)、野田(群馬)、三戸(埼玉)、荒川(千葉)、中野(東京)、石原(神奈川)、棚橋(新潟)、島田(長野)、横嶋(富山)、柱山(石川)、丹羽(福井)、臼井(愛知)、田中(三重)、橋本(滋賀)、橋詰(京都)、吉井(兵庫)、田淵(鳥取)、安井(島根)、松井(岡山)、久保田(広島)、五ノ坪(香川)、中山(徳島)、大亀(愛媛)、高谷(長崎)、坂口(宮崎)、末永(鹿児島)、富田(沖縄)、吉田(障害者スポーツ)、塩田(中体連)、黒川(スポーツ芸術)、高橋(女子体連)、三田(学経)、小野(学経)、日比野(学経)の各評議員

(代理出席) 岡本(ラグビーフットボール・真下)、内藤(山岳・田中)、佐藤(カーリング・齋藤)、田中(バウンドテニス・衣笠)、武田(青森・蝦名)の各団体役員

(委任) 山本(陸上競技)、田嶋(サッカー)、二木(体操)、堀内(スケート)、田中(相撲)、山本(フェンシング)、小野沢(柔道)、鈴木(弓道)、福本(剣道)、相澤(ボウリング)、村越(オリエンテーリング)、永田(トランポリン)、国井(福島)、望月(山梨)、山梨(静岡)、

石樽(岐阜)、林田(大阪)、松本(奈良)、日比野(和歌山)、
佐竹(山口)、刈谷(高知)、松永(福岡)、杉町(佐賀)、坂梨(熊本)、
渚(大分)、梅村(学経)、日枝(学経)、帖佐(福山)、福山(学経)、
松本(学経)、下重(学経)、の各評議員以上議長に委任

[欠席] 渡辺(クレール射撃)

(理事) 森会長、佐治副会長、森副会長、監物副会長、岡崎専務理事、泉常務理事、尾崎常務理事、岩名、小林、斉藤、坂本、相良、篠宮、竹下、竹田、常山、樋口、福島、不老、山本の各理事

(監事) 中村監事

(公認会計士) 進藤公認会計士

評議員総数115名、うち出席78名、代理出席5名、委任31名、計114名で寄附行為第32条により評議員会成立。

議事に先立ち、去る5月30日に逝去された 故青木半治 本会最高顧問並びに6月1日に逝去された 故栗原祐幸 本会顧問のご冥福を祈り、全員黙祷にて弔意を表した。

議事録署名人として、市原(ハンドボール)、石原(神奈川県)両評議員を指名した。

議 案

第1号 平成21年度事業報告及び決算について (岡崎専務理事)

平成20年3月に策定した「21世紀の国民スポーツ振興方策 - スポーツ振興2008 -」に基づき、国民スポーツの普及・振興に関する事業として、国民スポーツ推進キャンペーンをはじめ、各種事業を実施した旨、資料に基づき概要を説明。

決算については、「財務諸表(貸借対照表、正味財産増減計算書、キャッシュ・フロー計算書、財産目録、財務諸表に対する注記)」及び収支計算書を作成し、資料に基づき次のとおり説明。

収入については、当期収入合計62億2千4百26万7千5百69円に、前期繰越収支差額1億6百91万1千9百46円を加えた63億3千1百17万9千5百15円が収入総額となり、予算額に対して8千2百12万5千5百15円の増となった。また、支出については、当期支出合計が61億8千14万5千2百25円となった。このことから当期収支差額が4千4百12万2千3百44円となり、これに前期繰越収支差額を加えた次期繰越収支差額は、1億5千1百3万4千2百90円

となった。

本会の財政状況を他の「財務諸表」で見ると、期末における資産合計は46億9千7百59万9千4百58円、負債合計は10億5千2百70万8千2百81円となることから、正味財産合計は36億4千4百89万1千1百77円となる。その内訳は、一般正味財産35億1千6百30万7千2百17円、寄付者等の意志により特定の目的等に用途が制約される指定正味財産1億2千8百58万3千9百60円となることを説明。

また、去る3月24日開催の平成21年度第2回評議員会にて報告した本会保有の「日本航空システム第1回社債」の年度末評価額は1千7百5万円となり8千2百95万円の評価損を本決算に計上しているが、他の運用債権等の評価損益との相殺により、運用資産の全体的な評価損益は2千4百万円程度の評価損に留まったことから、日本航空が裁判所及び債権団体に提出する「再生計画(案)」に鑑み、裁判所の裁定による弁済額の決定を待って対応する旨を説明。

引き続き、中村監事から平成21年度諸会計監査結果について報告の後、事業報告及び決算案について諮り、原案通りこれを承認。

第2号 平成22年度第1次補正予算について (岡崎専務理事)

平成22年度予算については、去る3月24日開催の平成21年度第2回評議員会において、公営競技団体等補助金・助成金等の内定があり次第、第1次補正予算を編成し、改めて審議する旨の承認を得ており、その後、補助金、助成金等の内定を受けたことなどをもとに編成した。

また、公益財団法人移行申請の手續上、今回から「平成20年度公益法人会計基準」に基づき補正予算を作成している。

補助金等収入については、文部科学省委託金は増額、競輪公益資金補助金減額内定となったことにより、合計で現行予算額に対して3千4百11万5千円減の29億4千9百71万9千円を計上した。

寄付金収入については、昨年実績を考慮し、2千6百11万8千円減の7億2千1百53万3千円を計上した。

事業収入では、国民スポーツ推進キャンペーン協賛金収入及び各種教本販売収入において昨年実績を考慮し、1億9百28万2千円減の14億7千7百27万9千円を計上した。

支出については、事業費全体では、現行予算額に対して2千14万4千円減の52億5千5百1万7千円を計上した。主な変更点として、国

民体育大会等事業<公益目的事業1>は、日本スポーツマスターズ大会における運営経費見直しによる減額。青少年スポーツ育成事業<公益目的事業7>は、スポーツ少年団登録運営経費の見直しによる減額。日本体育協会特別記念事業<公益目的事業9>は、本会創立100周年事業にて、人件費を管理費から振替計上したことによる増額。管理費は、管理費・人件費において、各事業費に配分する人件費を見直したこと等により増額。

これらにより支出総額は、現行予算額に対して1千8百48万1千円減の64億9千6百5万6千円を計上した。

以上の内容を資料に基づき説明の後諮り、原案どおり満場一致でこれを承認。

第3号 役員の変更について (岡崎専務理事)

北海道体育協会から、去る4月8日付文書にて、松田光皖氏が退任し、霜觸寛評議員(北海道体育協会副会長)を後任の理事候補者として推薦する旨の届出があった。また、学識経験理事である本会指定理事の中で、都道府県体育協会連合会会長については、坂本祐之輔氏が退任し、上田清司氏(埼玉県体育協会会長)が就任した旨、同連合会から報告があった。さらに、同じく本会指定理事である財団法人スポーツ振興資金財団会長については、御手洗富士夫氏が退任し、米倉弘昌氏が就任した旨報告があった。

については、寄附行為第23条第2項第2号「加盟都道府県体育協会が評議員のうちから推薦する者」として霜觸寛氏を、また、同第3号の「会長が推薦する学識経験者」のうち本会指定理事として、上田清司氏及び米倉弘昌氏の理事選任について諮り、これを承認。

なお、それぞれの理事の任期については、前任理事の残任期間である平成22年6月16日から平成23年3月31日となる。

第4号 公益財団法人移行認定のための定款について (岡崎専務理事)

公益財団法人へ移行認定申請で提出する定款については、これまで、総合企画委員会及び企画部会において検討した結果、内閣府公益認定等委員会事務局と、概ね合意を得た段階となった。

定款案は「第1章 総則」から「第15章 補則」、附則及び別表第1を記載している。各章の内容については、基本的には、内閣府が公表しているモデル定款に沿った内容となっている。「第3章 加盟団体」、「第9章 日本スポーツ少年団」、「第10章 諮問委員会」、「第11章 専門委員会及び特別委員会」、「第12章 事務局」及び「第15章 補則」

については、本会が独自に必要とする項目として、現行寄附行為に基づき作成している。

主な内容としては、「第1条 名称」は「公益財団法人日本体育協会」、「第4条 事業」は10種類の公益目的事業、「第5条 その他の事業」は2種類の収益事業を記載した。「第16条 評議員」では評議員の人数を106名以上120名以内とし、役員等については「第25条 種類及び定数」において、「理事18名以上28名以内、監事2名又は3名」とし、「会長1名を代表理事とし、業務執行理事として、副会長3名以内、専務理事1名、常務理事3名以内を置く」こととした。

附則については、移行認定時の定款の効力発生日、最初の代表理事をはじめとする役員及び評議員を記載する。さらに別表として基本財産の内訳を記載するなど諮り、これを承認。

なお、今後は本評議員会において、附則記載内容についての審議を経て、本年8月から9月には、移行認定申請を行う旨を併せて説明。

質疑応答

野田評議員（群馬県）

公益財団法人日本体育協会定款(案)第4条第1項第2号に記載の、「都道府県体育協会をはじめとする地域のスポーツ組織の育成を支援すること」としているが、各都道府県体育協会の育成を支援するとの文言は適切ではないのではないかと。

岡崎専務理事

指摘の点については、改めて検討し、今後の内閣府公益認定等委員会事務局と確認を行うこととしたい。

報告事項

1. 公益財団法人移行後、最初の評議員について（岡崎専務理事）

公益財団法人への移行後、最初の評議員については、去る1月14日開催の平成21年度第6回理事会において承認され、2月25日付で文部科学省から認可を得た「財団法人日本体育協会における最初の評議員の選任方法」及び「評議員選定委員会規則」に基づき、評議員選定委員会を設置し、選任することとしている。

また、評議員候補者については、各加盟団体より、4月下旬までに本会宛に推薦いただいた後、理事会および評議員会に文書提案を行い、加盟団体が

らの評議員候補者を、評議員会として評議員選定委員会に推薦する旨の了解を得るとともに、6月9日開催の第2回理事会において、学識経験評議員候補者の推薦について了承を得た。

この度、5月21日及び6月9日に評議員選定委員会を開催し、評議員会から推薦のあった評議員候補者、理事会から推薦のあった学識経験評議員候補者について、候補者の経歴、候補者とした理由、認定法に定める欠格事由の有無を中心に審議し、競技団体53団体53名、都道府県体育協会47都道府県47名、関係スポーツ団体4団体4名、学識経験10名、合計114名を評議員として選任した旨を報告。

2. 評議員及び役員選任規則の一部改正について (岡崎専務理事)

去る3月24日開催の平成21年度第2回評議員会では、「新公益法人制度への移行後、最初の評議員、理事及び監事の選任方法」を定めるため、「評議員及び役員選任規則」を制定することを報告していたが、6月9日の第2回理事会において「評議員及び役員選任規則」の一部を改正した。

現行の寄附行為において、学識経験理事は、会長を含め10名と定め、会長以外の9名の学識経験理事のうち、4名については、「評議員及び役員選任規則」第3条第1項第3号において、会長は、都道府県体育協会連合会会長、日本スポーツ少年団本部長、財団法人スポーツ振興資金財団会長、本会事務局長の4名を推薦すること」と定めている。

しかしながら、新公益法人制度では、法人業務を執行する理事は、法令や定款で定める理事の職務の遂行状況を、理事会、評議員会及び監事からの監督・監査が行われる。

以上のことから、学識経験理事のうち、都道府県体育協会連合会会長を都道府県体育協会連合会幹事長に変更すること、また、スポーツ振興資金財団会長を削除する旨を報告。

また、「評議員及び役員選任規則」については、6月9日付で施行した旨も併せて報告。

以上のことから、現行寄附行為における会長推薦による理事候補者は9名となる旨を併せて説明。

3. 日本体育協会・日本オリンピック委員会創立100周年記念事業について

・実行委員会について (森部会長)

これまで、創立100周年記念事業の諸準備を行ってきた準備委員会を発展的に解散し、全事業を引き継ぎ、去る5月10日に実行委員会が発

足し、同実行委員会組織及び委員の構成、実行委員会の下に構成する4つの部会および部会長が決定した。

実行委員会会長には森会長、副会長には日本オリンピック委員会竹田会長が就任した。委員には、日本体育協会並びに日本オリンピック委員会副会長、専務理事、常務理事の他、学識経験者5名に就任いただき、20名で編成した旨を報告。

- ・ 寄付金の募集について (森部会長)
平成22年度第1回理事会において、寄付金募集趣意書の概要を報告していたが、この度、趣意書が完成し、この趣意書にもとづき加盟団体等へ寄付金の依頼をしていく旨を報告。

- ・ シンポジウム開催要項について (尾崎部会長)
地域シンポジウム、総括シンポジウムの基調講演者とその演題及びパネルディスカッションにおけるパネリスト等が決定した。この後は募集パンフレットを作成し、各シンポジウムへの参加者を募っていく旨を報告。

以上の諸報告をいずれも了承し、役員改選に入った。

役員改選 (公益財団法人への移行に伴う移行後最初の役員改選について)

議事に先立ち、岡崎専務理事(事務局長事務取扱)から座長について諮り、事務局一任を受け、中野評議員(東京)を指名、中野評議員が座長となり議事進行。

(1) 会長の推挙 (中野座長)

座長より、寄附行為第23条第1項「会長は、評議員会で推挙し、理事会で選任する。」との定めによる会長の推挙について、本年3月開催の平成21年度第7回理事会及び第2回評議員会において会長選考委員会の設置が承認され、評議員会において、同委員会からの会長候補者の推薦を行うこととしていたことを確認。その後、佐治会長選考委員会委員長より、3回の委員会を開催し、基本的な考えとして「スポーツに精通していて本会の諸事業に対応できる者」、「加盟団体を統率・リードできる者」、「懸案となっている岸記念体育館の建て直し、創立100周年事業、財政再建

に取り組める者」などの視点を設け、各委員から会長候補者を推薦したことを説明。その結果、各委員から推薦のあった、財界、スポーツ界、学識経験者などによる合計 11 名の候補者の中から、選考委員会として満場一致でトヨタ自動車株式会社会長の張富士夫氏を推薦するとの選考結果について報告した。

佐治会長選考委員会委員長からの報告を受け、座長から、次期会長として、張富士夫氏を推挙することについて諮り、満場一致でこれを承認。評議員会として、次期会長に張富士夫氏を推挙することとした。

直ちに次期会長の選任を行うため評議員会を一時中断し、第 3 回理事会を開催。

14 時 45 分再開。

岡崎専務理事より、次期会長の選任について、第 3 回理事会に諮った結果、張富士夫氏が満場一致で選任された旨、報告。

(2) 加盟団体選出理事の選任

寄附行為に基づき、既に理事候補者の推薦がなされているため、岡崎専務理事から加盟競技団体選出理事 9 名、加盟都道府県体育協会選出理事 9 名の計 18 名について、次のとおり発表された。

(競技団体)

尾崎 宏(陸上競技)、泉 正文(水泳)、田中道博(サッカー)、福島修(ボクシング)、不老浩二(バレーボール)、監物永三(体操)、常山正雄(スケート)、篠宮 稔(ウエイトリフティング)、宇津木妙子(ソフトボール)

(都道府県体育協会)

霜觸 寛(北海道)、神尾芳昭(山形県)、柳田昌秀(茨城県)、横嶋信生(富山県)、臼井秀明(愛知県)、橋本俊和(滋賀県)、安井 守(島根県)、五ノ坪和彦(香川県)、坂口和隆(宮崎県)

以上 18 名の候補者を理事に選任することについて諮り、これを承認。

(3) 学識経験理事の選任

議長より寄附行為第 23 条第 2 項第 3 号に基づき、会長が推薦する学識経験理事として、森 正博(都道府県体育協会連合会幹事長)、坂本祐之輔(日本スポーツ少年団本部長)、勝田 隆、佐治信忠、竹田恆和、樋口

久子、ヨーコ・ゼッターランド、岡崎助一の8名の推薦がなされ、満場一致でこれを承認。

(4) 監事の選任

森会長が一任を受け、中村正彦、村田芳子の両氏を監事に選任することを諮り、満場一致でこれを承認。

議長より、理事会で選任された張新会長及び本評議員会で選任された理事及び監事の任期は、公益財団法人の移行登記日から平成25年6月開催の定時評議員会までとなる旨を報告し、これを了承。

議 案

第5号 公益財団法人移行認定申請に係る定款及び事務手続について

(岡崎専務理事)

議案第4号で承認を得た「公益財団法人移行認定のための定款」に記載する最初の役員及び評議員について、定款の附則3「最初の理事及び監事」として、本評議員会で選任された理事27名、監事2名を記載する。附則4「代表理事」として、理事会で選任された張富士夫氏を本会代表理事として記載する。附則5「最初の評議員」として、加盟競技団体関係44名、加盟都道府県体育協会関係36名、関係団体3名、学識経験者10名、合計93名を掲載する。

なお、評議員選定委員会では、114名の評議員が選任されたが、この内、理事に選任された者が19名、加盟団体の役員改選により評議員就任を辞退した者が2名となったことにより、評議員には、現段階で93名を記載している。

今後は、現段階で評議員が選任されていない団体から候補者が推薦され、必要な手続きが完了後、評議員選定委員会において評議員に選任され次第「最初の評議員」として附則5に名前を記載する。従って、移行認定申請に使用する定款については、改めて本会からの文書提案を行う旨を諮り、これを承認。

以上の全議事を終え、15時10分閉会。